

富山市産業廃棄物適正処理指導要綱

平成17年4月1日

富山市告示第11号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 処理施設の設置等に係る事前協議（第5条—第14条）

第3章 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議（第15条—第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 排出事業者 自らの事業活動に伴い産業廃棄物を排出する者をいう。

(2) 排出事業場 事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業場をいう。

(3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による市長の許可を受けて、市内において産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行ってい

る者（これらを業として行おうとする者を含む。）をいう。

(4) 県外産業廃棄物 富山県の区域外の排出事業場から生ずる産業廃棄物をいう。

(5) 県外排出事業者 県外産業廃棄物を排出する排出事業者（法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を排出する場合にあっては、同項に規定する中間処理業者）をいう。

(6) 搬入 県外産業廃棄物を市内において処分するため、自ら又は処理業者に委託して、市内に運搬することをいう。

（事業者等の責務）

第3条 排出事業者及び処理業者（以下「事業者等」と総称する。）は、市内において産業廃棄物処理施設を設置し、又は産業廃棄物を処理しようとする場合は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）その他の関係法令を遵守するほか、この要綱に規定する手続等を誠実に行わなければならない。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に当たっては、法第5条の5第1項の規定により富山県が定める廃棄物処理計画に適合するよう努めるものとする。

（市長の責務）

第4条 市長は、産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、この要綱に基づき事業者等に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

第2章 処理施設の設置等に係る事前協議

（生活環境影響調査内容の事前協議）

第5条 事業者等は、政令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に係る法第15条第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下「生

活環境影響調査書」という。)を作成したときは、法第15条第1項の規定に基づく処理施設の設置の許可の申請又は法第15条の2の6第1項の規定に基づく処理施設の変更の許可の申請を行う前に、あらかじめ、市長に提出し、その内容について協議しなければならない。

(住民への説明)

第6条 事業者等は、前条の規定により生活環境影響調査書を提出した後、速やかに処理施設の設置又は変更に関し生活環境の保全上関係がある地域の住民(以下「関係地域住民」という。)に対し、生活環境影響調査書の内容の説明会(以下単に「説明会」という。)を当該処理施設の設置又は変更に関し生活環境の保全上関係がある地域(以下「関係地域」という。)内において、開催するものとする。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者等は、説明会を開催するときは、あらかじめ、市長の意見を聴いて、その開催予定の日時及び場所を定め、市長に報告するとともに、説明会を開催する旨及び次に掲げる事項を説明会の開催予定の日の1週間前までに、別に定めるところにより、周知するものとする。

(1) 事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 処理施設の設置場所

(3) 処理施設の種類及び処理能力

(4) 説明会の日時及び場所

(5) 法第15条第6項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定により、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨

3 事業者等は、その責めに帰することのできない理由で前項の規定により周知した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者等は、生活環

境影響調査書の内容について、その概要を記載した書類の提供その他の方法により、周知に努めるものとする。

- 4 事業者等は、説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査書の審査等)

第7条 市長は、第5条の規定により生活環境影響調査書の提出を受けたときは、内容について審査し、その結果を書面で事業者等に通知するものとする。この場合において、市長は、事業者等に対し、生活環境影響調査書の内容について必要な措置を講ずるよう、指導又は助言を行うことができる。

- 2 事業者等は、前項の指導又は助言を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

- 3 事業者等は、前2条及び前2項の手続を経た後、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請を市長に行うものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第8条 事業者等は、関係地域住民を代表する者から、生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるものとする。

- 2 事業者等は、前項の協定を締結したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(生活環境影響調査書の再作成)

第9条 事業者等は、第7条第1項の規定による通知を受けた日から法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請を行う間に、処理施設を設置し、又は変更しようとする場所の周辺地域の生活環境の状況等に著しい変化があった場合には、あらためて生活環境影響調査書を作成しなければならない。

- 2 第5条から第7条までの規定は、前項の場合において準用する。

(適用除外)

第10条 処理施設の設置又は変更が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業又は富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）第2条第2項に規定する対象事業に該当し、同法又は同条例に基づく環境影響評価その他の手続が行われるときは、第5条から第7条まで及び前条の規定は、適用しない。

（産業廃棄物処理施設審査会）

第11条 審査会（富山市附属機関設置条例（平成27年富山市条例第1号）に規定する富山市産業廃棄物処理施設審査会をいう。以下同じ。）の委員は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第13条 審査会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第14条 前3条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第3章 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議

（県外産業廃棄物搬入の事前協議）

第15条 県外排出事業者は、産業廃棄物を搬入しようとするときは、排出事業場ごとに、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）又は再生をするために産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この号において同じ。）を搬入する場合であって、搬入しようとする処分場（以下「搬入先」という。）ごとの搬入計画量（搬入しようとする産業廃棄物の年度ごとの計画量をいう。）が100トン未満であるとき。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、処分又は再生をするために低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。）を搬入する場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する旨の認定を受けた産業廃棄物処分業者の処分場に処分又は再生をするために産業廃棄物を搬入する場合であって、搬入先ごとの搬入計画量（搬入しようとする産業廃棄物の年度ごとの計画量をいう。）が100トン未満であるとき。
- 2 前項の規定による協議は、年度ごとに行うものとする。
 - 3 県外排出事業者は、第1項の規定による協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入協議書（以下「搬入協議書」という。）を市長に提出しなければならない。
 - (1) 県外排出事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 排出事業場の名称及び所在地並びに県外産業廃棄物の管理責任者の氏名
 - (3) 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び量並びに同種の産業廃棄物の従前の処理方法
 - (4) 搬入しようとする理由及び期間
 - (5) 搬入先の名称及び所在地

- (6) 搬入先における産業廃棄物の処理方法
- (7) 運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、その受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (8) 積替え又は保管の施設を経由する場合には、積替え又は保管の方法及び施設の場所
- (9) 産業廃棄物管理票の管理責任者の氏名

4 搬入協議書には、次に掲げる書類及び図面を添えるものとする。

- (1) 排出事業場の業務の概要を記載した書類
- (2) 排出事業場の前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物にあっては、50トン以上）である場合は、搬入量の減量化の計画を記載した書類
- (3) その他必要と認められる書類及び図面
（搬入協議書の審査）

第16条 市長は、搬入協議書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 県外排出事業者が自ら搬入する場合には、法第12条第1項又は第12条の2第1項の基準に適合していること。
- (2) 県外排出事業者が運搬又は処分を処理業者に委託する場合には、法第12条第6項又は第12条の2第6項の基準に適合していること。
- (3) 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び量が、搬入先の施設の処理能力及び処理実績に照らして適当であること。
- (4) 積替え又は保管の施設を経由する場合には、当該施設において、協議に係る産業廃棄物以外の物が混入するおそれがないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全上支障となるおそれがないこと。

（搬入の承認通知等）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる事

項の全てを満たしていると認めるときは、県外産業廃棄物搬入承認通知書（以下「搬入承認通知書」という。）により、その旨を県外排出事業者へ通知するものとする。

- 2 県外排出事業者は、第15条第1項ただし書に規定する場合を除き、前項の通知を受けた後でなければ、産業廃棄物の搬入を行ってはならない。

（搬入承認された内容の変更等）

第18条 前条第1項の通知を受けた県外排出事業者（以下「承認事業者」という。）は、第15条第3項第3号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。ただし、同項第3号に掲げる事項を変更する場合で産業廃棄物の種類ごとの量の10パーセント以上の増加を伴わないときは、この限りでない。

- 2 第15条から前条までの規定は、前項本文の規定による協議について準用する。
- 3 承認事業者は、第1項ただし書の規定により協議を行わない場合は又は第15条第3項第1号、第2号若しくは第9号に掲げる事項を変更した場合は、変更の内容を速やかに市長に届け出なければならない。

（承認事業者の適正処理等）

第19条 承認事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託するときは、搬入承認通知書の写しを当該処理業者に提出しなければならない。

- 2 承認事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託したときは、搬入の都度、産業廃棄物管理票を使用し、運搬又は処分が適正に行われたことを確認しなければならない。
- 3 承認事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該排出事業場における搬入した産業廃棄物の種類ごとの量を市長に報告しなければならない。

(処分計画書の提出)

第20条 県外産業廃棄物を処分しようとする処理業者（次条において「処分業者」という。）は、毎年2月28日までに、その翌年度に処分しようとする県外産業廃棄物の種類ごとの量その他市長が定める事項を記載した県外産業廃棄物処分計画書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定は、県外産業廃棄物処分計画書を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「毎年2月28日までに」とあるのは「あらかじめ」と、「その翌年度」とあるのは「当該年度」と読み替えるものとする。

(処理業者の適正処理等)

第21条 処理業者は、第15条第1項ただし書に規定する場合を除き、承認事業者から搬入承認通知書の写しの提出を受けた後でなければ、県外産業廃棄物を運搬し、又は処分してはならない。

2 処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処分した県外産業廃棄物の種類ごとの量を市長に報告しなければならない。

3 処分業者は、第15条第1項ただし書の規定により協議を行わないで搬入される同項第2号の県外産業廃棄物を受け入れたときは、その受け入れた日の属する月の翌月以後、毎月末日までに、当該県外産業廃棄物の保管及び処分の状況等を市長に報告しなければならない。

4 処分業者は、第15条第1項ただし書の規定により協議を行わないで搬入される同項第3号の県外産業廃棄物を受け入れたときは、その受け入れた日の属する月の翌月以後、毎月末日までに、処分をした当該県外産業廃棄物の種類ごとの量を市長に報告しなければならない。

第4章 雑則

(勧告及び公表)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第5条の生活環境影響調査内容の事前協議を行わないで処理施設の設置の許可の申請又は変更の許可の申請をしようとした者
 - (2) 第7条第1項の必要な措置を講じなかった者
 - (3) 第15条第1項又は第18条第1項の協議を行わないで産業廃棄物を搬入した者
 - (4) 第17条第1項の通知を受けずに産業廃棄物を搬入した者
 - (5) 偽り又は不正の手段により第17条第1項の通知を受けた者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、公益を確保するため必要があるときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(細則)

第23条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の富山市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成8年富山市告示第99号）又は富山県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年富山県告示第66号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為で、この告示の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年2月28日富山市告示第78号）

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日富山市告示第159号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月3日富山市告示第35号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 2 月 2 5 日富山市告示第 5 8 号）

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。